

ノース：COVID-19に関するよくある質問 (FAQ)

乗組員及び第三者の賠償請求権について

質問 今回の新型コロナウイルス (COVID-19) に感染した場合、P&Iでカバーされますか？あるいは、このような世界的な感染症は、国際グループ (IG) のクラブルールにおいて、てん補対象外となるのでしょうか？

回答 今回のCOVID-19による感染症は、乗組員の関わる他のいかなる疾病と同様にカバーされ、てん補対象となります。

コロナウイルスは、特に毒性と伝染力の両方が強く、潜在的に死に至りやすいインフルエンザの一種ですが、クラブでは、てん補対象とされている乗組員の他の疾病と同様の扱いとなります。潜在的な遅滞や様々な困難により、診療を受けることも一層複雑化し、費用も嵩み、長期化することも考えられますが、それでもてん補されます。

質問 クラブは、乗組員が乗船のため本船に向かう途中／下船して帰宅する途中に起きた感染リスクをカバーしますか？

回答 乗組員との雇用契約の条件が、自宅から本船まで／本船から自宅までを含む全期間にメンバーが責任を負っている場合で、乗組員がその移動中にCOVID-19に感染してしまった時は、それに応じてクラブカバーが発動します。しかしながら、メンバーにおいては、責任ある行動を取って頂き、必要なあらゆる予防措置を講じるべく、現地代理店を通して事前に状況の確認をお願いします。なお、付加的な安全対策に要する追加費用は運航に関するものであり、メンバーの自己負担となります。

質問 もし乗組員が下船し、自宅に戻ってしばらくしてから感染の初期症状が現れた場合、P&Iのカバー対象になりますか？

回答 メンバーの契約上の責任は、乗組員が帰宅した時点で終了するため、その時点でP&I保険カバーも終了します。しかしながら、その乗組員が契約期間内に感染しておりメンバーが依然として責を負うと見なされる場合はクラブカバーが発動します。

質問 例えば、監督のように第三者が加入船舶を訪船し、その後新型コロナウイルス感染症の症状がみられた場合は、カバーされますか？

回答 クラブはそもそも船舶の賠償責任をカバーしています。従って、第三者及び乗組員以外の監督は、本船によって雇われているのではなく、むしろ港湾関係者や請負業者等と同等に見なされるので、メンバーに責任が発生するのは、本船側にそれらの疾病の発生に過失があった場合に限られます。意識的なあらゆる対策を講じていれば、本船が責任を負うことにはならないでしょう。むしろ、その費用についてはそれらとの雇用契約の下で発生するでしょうから、その雇用主または陸上側の保険会社によって賄われます。

質問 もし乗組員交代が出来ないことから乗組員が長期間船上に留まり、その間に雇用契約が終了した場合、本船の堪航性に影響しますか？

回答 本船の乗組員配乗に関する安全基準が旗国の規則に従って維持されているのであれば、その堪航性に影響しません。

検疫に関して

質問 本船が「検疫指示」の対象となった場合、これに関連する諸費用はカバーされますか？

回答 ノースの検疫に関するクラブルールでは、船上で感染症の拡大が認められた場合、もしくはその可能性が高い場合、燃料、保険料、船員の賃金、船用品、準備金、港費等の追加費用がカバーされます。

質問 もし乗組員が、乗船前または後に「検疫指示」を受けた場合、関連する諸費用はカバーされますか？

回答 この場合はクラブルールに該当せず、運航費として見なされます。ただし、その乗組員との雇用契約がその期間を含むのであれば、その疾病や怪我といったP&I上の責任はカバーされます。

船舶の離路に関して

質問 COVID-19の影響を受け、例えば、乗組員が診察を受けるために、本船が離路せざるを得ない場合、関連する諸費用はカバーされますか？

回答 乗組員が適切な診察を受ける目的で、船舶の離路が必要になった場合は、いかなる疾病に関わらず、クラブは実際に要した追加費用と同額をカバーします。ただし、可能であれば、メンバーにおいては、まず最初にクラブへ相談されることを推奨します。これはCOVID-19に感染した乗務員が下船し入院できそうな他の寄港地を調べる必要があるからです。

ノース：COVID-19に関するよくある質問 (FAQ) (cont).

貨物への影響について

質問 COVID-19の影響でバンキング・プロセスに遅れが起きていますが、オリジナルの船荷証券の提示を待たずに、腐敗しやすい貨物を引き渡すことができますか？

回答 良識ある船主であってもコントロールできない特殊な状況下により、揚荷港での引き渡し前に船荷証券あるいは類似の権利証券を提示できない場合は、メンバーの理事会 (Members Board) の裁量により、通常のP&Iカバーから除外されるようなクレームを容認することがあります。殊に腐敗しやすい貨物が係る状況においては、メンバーの理事会からの支持を得るかもしれません。

流通可能な船荷証券 (Negotiable B/L) の適切なタイミングでの到着に問題を抱えるメンバーにおいては、可能であれば、海上運送状 (Waybill) または電子船荷証券 (e-B/L) といった別の運送契約状を用いることも考えられます。

質問 COVID-19の影響を受けて生じた港湾混雑や閉鎖による遅延について、運送人は責任を負うのでしょうか？

回答 ヘーグおよびヘーグ・ヴィスビー・ルールでは、運送人に対し、ある特定の時間内または遅滞なしでの貨物の引き渡しを要求していません。これらの規則の下で遅延損害を求償するためには、荷主は、航海の開始前に本船に堪航

性がなかったことを証明し、運送人の相当注意義務を尽くしたこと (Due Diligence) の責任防衛のディフェンスを打破しなくてはなりません。COVID-19に起因する問題から船舶の不堪航を宣言し証明するのは難しいと言えます。

コモン・ロー (英国法) では、運送人は妥当な速さで貨物を目的地まで運送する義務があるとしています。妥当性に欠けるまたは長期間の遅延は、船荷証券所持人に損害賠償請求する権利を与えることになるかもしれません。いずれの状況でも、航路の離脱 (離路) の発生というのは合理的ではありません。もしメンバーが、何も責任防衛のできない状況にて遅延による離路に対し責任を負った場合は、メンバーズ・ボードの裁量による決議如何により、メンバーのカバーが損なわれることがあります。メンバーズ・ボードは、そのメンバーが妥当な行為をとっていたと客観的に捉えるでしょうが、メンバーが法廷で上述のような責任を負った場合は、そのような決議が下されるかもしれません。

質問 港湾の閉鎖や交通混雑を理由に、別の港で貨物の引き渡しができますか？

回答 このリスクのある行為にすべての関係者が揚荷港の変更に同意した場合、求められることは、オリジナルの船荷証券を、新しい揚荷港に記載された船荷

証券 (スイッチ B/L) に一式すべてを交換することです。これにより、地理的離路または誤った港での貨物の引き渡しに係るクレームのリスクを軽減できます。

運送人は、一方的な目的地の変更によるリスク、または一時的な貨物の取り卸しによるリスクに対し、運送契約に定められた積替え自由約款 (liberty Clause) によって保護されるかもしれません。離路についても、ヘーグおよびヘーグ・ヴィスビー・ルールの中の幾つかの除外規定によって保護されるかもしれませんが、英国法では、現在のところ、この問題に関して明確にされていません。そのような状況下での正当とは認められない離路によって生じた責任に関するクレーム (に対するカバー) を容認するには、メンバーズ・ボードによる承認が必要です。

メンバーにおいては、その用船契約書の取り決めにより、寄港地変更による影響に関するアドバイスが必要になるかもしれません。

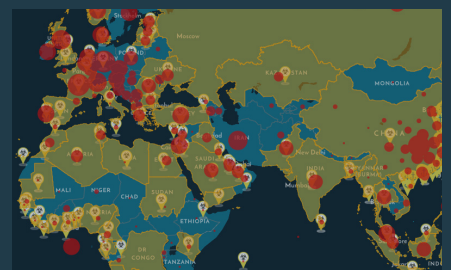
用船契約書について

すべての用船契約書はそれぞれ異なるため、回答は実際の用船契約書の文言によって異なります。メンバーにおいては、クラブの担当窓口にご連絡をお願い致します。担当者が個別にご回答いたします。

世界中の港と国の情報

世界中の港と国の情報は毎日更新されています。最新の情報については、メンバー用ページにある「MyGlobeView」もしくはノースの新型コロナウイルスに関する以下のウェブページをご確認ください：www.nepia.com/industry-news/coronavirus-outbreak-impact-on-shipping

MyGlobeView



免責事項

本書の目的は、海運業界が利用可能な規制・諮問・協議機関からの情報に追加される情報源を提供することです。利用可能な情報の正確性の確保については十分注意を払っておりますが、当該情報の正確性についてはいかなる保証も行いません。それゆえ、当該情報の利用者は、当該情報が適用される目的のために当該情報が妥当かつ適切であることを自ら納得することに責任を負わなければなりません。ノースは、いかなる状況においても、いかなる者に対しても、情報の提供 (過失による提供を含みます) または利用に起因または関連して生じた (その発生時期・発生方法を問いません) いかなる損失または損害についても責任を負わないものとします。

本書に別段の定めがない限り、すべての条項は英国法に準拠して書かれています。但し、本書の内容は法的助言を構成するものではなく、法的助言として解釈されるべきではないことにご留意ください。メンバーの皆様におかれましては、特定事項に関する具体的な助言についてはノースにお問い合わせください。

For more information, please visit www.nepia.com    

Copyright © 2020 The North of England P&I Association Limited